

群馬県協同農業普及事業の実施に関する方針

令和 8 年 3 月

群馬県

目 次

第1 基本的な考え方	・ ・ ・ ・ ・ 1
第2 普及指導活動の課題と方法	・ ・ ・ ・ ・ 1
1 力強い担い手の確保・育成	・ ・ ・ ・ ・ 1
2 スマート農業の導入による生産性の向上	・ ・ ・ ・ ・ 2
3 有機農業も含めた環境負荷低減技術の推進による 本県農業の持続的な発展	・ ・ ・ ・ ・ 2
4 食料の安定供給の確保に関する支援	・ ・ ・ ・ ・ 3
5 農村の振興に関する支援	・ ・ ・ ・ ・ 4
6 地球温暖化への対応や気象災害対策の推進	・ ・ ・ ・ ・ 4
第3 普及指導員の配置に関する事項	・ ・ ・ ・ ・ 4
1 普及指導員の配置	・ ・ ・ ・ ・ 4
2 農業革新支援専門員の配置	・ ・ ・ ・ ・ 5
第4 普及指導員の資質の向上に関する事項	・ ・ ・ ・ ・ 5
1 人材育成計画の策定	・ ・ ・ ・ ・ 5
2 向上を図るべき資質	・ ・ ・ ・ ・ 5
3 資質向上の方法	・ ・ ・ ・ ・ 5
第5 普及指導活動の効率的な実施	・ ・ ・ ・ ・ 6
1 普及指導活動の重点化	・ ・ ・ ・ ・ 6
2 農業者支援の充実・強化	・ ・ ・ ・ ・ 7
3 普及指導活動の効果的な運営	・ ・ ・ ・ ・ 7
第6 研修教育の充実強化	・ ・ ・ ・ ・ 9
1 農林大学校における研修教育	・ ・ ・ ・ ・ 9
2 就農支援の強化	・ ・ ・ ・ ・ 9
3 農林大学校学生以外に対する研修の実施	・ ・ ・ ・ ・ 9
4 外部評価の実施	・ ・ ・ ・ ・ 9
第7 その他	・ ・ ・ ・ ・ 10
1 情勢変化への対応	・ ・ ・ ・ ・ 10
2 海外技術協力への対応	・ ・ ・ ・ ・ 10

第1 基本的な考え方

協同農業普及事業は、農業改良助長法の規定に基づき、県が国と協同して専門の職員として普及指導員を置き、直接農業者に接して農業経営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を行うこと等により、本県農業の持続的な発展及び農村の振興に成果を挙げてきている。

国においては、令和6年6月に改正した「食料・農業・農村基本法」の理念に基づき、農地総量の確保、持続可能な農業構造の構築、生産性の抜本的向上による食料自給力の確保を柱とした「食料・農業・農村基本計画」を令和7年4月に閣議決定した。これにあわせて、令和7年4月には、農業就業者の減少や高齢化、農地の荒廃、集落機能の低下、気候変動や災害などのリスク、みどりの食料システム戦略の目標達成やスマート農業の推進等、様々な農業における課題に対応するため「協同農業普及事業の運営に関する指針」が定められ、農業者の所得の向上と地域農業の生産面・流通面等における革新を総合的に支援するよう協同農業普及事業の運営方向等を示している。

本県においても国や農業関係者等と協働し、新たな群馬県農業農村振興計画2030の目標の実現に向けて、多様な担い手の確保と経営基盤の強化、技術革新で切り拓く新たな群馬県農業、需要を的確に捉えた選ばれる農畜産物としての地位確立、環境と調和した農業・農村の持続的発展、多様な地域資源を活用した農村の活性化を施策の柱に、普及指導活動を展開するものとする。

第2 普及指導活動の課題と方法

国の施策の展開方向を踏まえつつ、群馬県農業農村振興計画2030の目標達成に向け、地域の特性や農業者のニーズ等を鑑み、民間等との役割分担を図りつつ、重要性、緊急性が高い課題に取り組むものとする。

また、普及指導活動の高度化及び効率化を図る観点から、ICTの積極的な導入とこれを活用した普及指導活動を推進する。

1 力強い担い手の確保・育成

(1) 次世代の本県農業を担う農業者の育成

次世代の担い手の確保・育成に向けて、農業の内外からの就農希望者、参入企業等に対する就農相談活動を強化するとともに、市町村、JA等と連携した就農受入体制の整備・充実を図る。さらに、新規就農者を含めた青年農業者等の経営の発展段階に応じた生産技術や経営改善支援、次世代の担い手への生産基盤の円滑な継承等、産地の維持発展のための体系的・効果的な取組を行う。特に、新規就農者については、早期の経営確立・定着促進を図るため、就農準備段階から就農後のフォローアップまで、経営状況を踏まえた重点的な支援を行う。

(2) 地域計画の目標達成に向けた農地利用の最適化

目指すべき将来の農地利用を明確化する地域計画の実現に向け、規模拡大や経営発展を目指す農業者や高齢化等により離農を検討する農業者、農業委員会、土地改良区、市町村などの関係機関・団体との合意形成を支援する。

あわせて、農地中間管理事業を活用した担い手等への農地の集積・集約化や遊休農地の解消など、農地の有効利用に向けた取組を後押しする。

(3) 地域農業を支える多様な人材の確保・育成

地域農業の担い手である認定農業者の法人化や集落営農法人の複合化・組織間連携を推進し、経営の安定を図る。

また、農地の新たな受け皿としての新規参入者の受け入れ体制整備や集落営農組織、作業受託組織などの担い手を育成する。

さらに、女性農業者の農業に関する地域の方針等の決定や農業経営への参画を推進するため、関係者の意識啓発や女性農業者の技術及び知識を習得する研修会の開催等により、能力を発揮できる環境づくりや次世代のリーダーとなり得る人材を育成する。

(4) 農作業安全対策の推進

農業者の高齢化や農業機械を扱うことの経験不足等による農作業事故が増加している中、農林水産省や農林大学校等の関係機関と連携した、農作業安全研修を実施する。

また、熱中症についても、労働者を雇用する農業者や農業法人に対策が義務づけられたことから、早期発見のための体制整備や熱中症が発生した際に速やかに対応できるよう研修会等により周知を図る。

2 スマート農業の導入による生産性の向上

(1) スマート農業等の新技術や新品種の導入による産地強化

スマート農業技術の活用、農産物の新たな生産方式の導入支援、主要農作物のスマート農業技術を十分に発揮する生産方式を組み込んだ技術体系を明確化するなど、スマート農業の実証・導入による省力化、生産性向上等の産地支援を民間や関係機関と連携して推進する。

さらに、農業のデジタルトランスフォーメーション（DX）化に対応するため、タブレットやクラウドを活用したリアルタイム指導やデータ駆動型農業の実践により、農業者のデータリテラシーを高め、産地の強化を図る。

また、試験研究機関や民間等で開発された新技術や新品種の導入、生産コスト低減や省力化技術の確立に取り組むとともに、試験研究機関等に現場ニーズの情報提供を行う。

(2) 農業支援サービス事業を活用した産地維持及び経営の安定化

農業従事者の減少に伴い、少人数でも農地・生産量の維持を図るため、ドローンによる空中散布やハウス内環境の分析・改善支援等の農業支援サービスの活用を推進する。また、農業者に対し、スタートアップ企業も含めた農業支援サービスの情報提供や、マッチング機会の拡大に資する取組を推進する。

3 有機農業も含めた環境負荷低減技術の推進による本県農業の持続的な発展

(1) 有機農業も含めた環境負荷低減の取組や資源循環型農業の推進

みどりの食料システム戦略の目標達成に向け、農業者の経営に配慮しながら、有機農業をはじめとした環境負荷低減、資源循環型農業を推進する。

有機農業に関しては太陽熱処理や輪作などの既存の技術の普及に加え、農業者が実践している技術の横展開や、消費者への啓発活動、新たに有機農業に取り組もうとする農業者への対応などの取組を推進する。

また、環境負荷低減に対する取組については、有機物を利用した土づくりや局所施肥技術等による化学肥料施用量の低減、病害虫の発生しにくい農業生産環境づくりと化学

合成農薬のみに頼らない多様な防除方法を組み合わせた「総合防除（IPM）」の推進に取り組む。さらに、みどり認定（ぐんまエコファーマー）、特別栽培など、持続可能な農業生産方式に取り組む農業者を支援する。

あわせて、化石燃料の使用削減につながるヒートポンプ等の導入による省エネルギー化への対応、良質堆肥の生産や耕畜連携の取組等資源循環型の経営構造への転換に向けた取組を推進する。

4 食料の安定供給の確保に関する支援

（1）需要構造等の変化に対応した生産体制の整備に対する支援

人口減少、少子高齢化による消費の減退やライフスタイルの多様化等による需要構造の変化に対応するため、マーケットインの観点から農業者やJA・市町村等の関係機関だけでなく、生産資材の製造・流通、農産物や食品の生産・製造・加工・流通に関する事業者、消費者等の食料システム関係者（食料の生産から消費に至る各段階の関係者）とも連携し、安定的な米、麦等の生産、高収益作物への転換、加工・業務用野菜の推進など、安定的かつ継続的な農畜産物の生産・供給を図る。

さらに、高糖分高消化性品種の飼料イネ、飼料用とうもろこし等の生産を推進するため、農業者・実需者による需給調整や低コスト化、コントラクターの育成等を支援し、生産拡大を図る。

（2）安全・安心な農畜産物の生産推進

生産段階における県産農産物の安全性確保を図るため、農業者の農薬適正使用を推進するとともに、トレーサビリティへの対応として、栽培管理及び農薬使用履歴の記帳並びに適正な農薬管理の徹底を推進する。

あわせて、農業者が自ら生産・収穫・調製・出荷などの一連の生産工程を管理する取組（GAP、HACCP等）を推進する。さらに、PDCAサイクルの実践によって改善を図りつつ、「食品安全」・「環境保全」・「労働（農作業）安全」・「人権保護」・「農場経営管理」の観点から消費者・実需者に信頼される農畜産物を生産する取組を支援する。

（3）農畜産物の販売力強化

関係機関等と連携し、県産農畜産物の高品質・高付加価値化の取組を推進するとともに、ECサイト、SNS等を活用した販売活動や魅力発信、農産物直売所企画・運営などを総合的に支援する。また、農業者が取り組む加工・製造の起業活動や販売・直売活動等の6次産業化を支援する。

さらに、多様化する消費者ニーズに応じるため、県育成品種を核とした県産農畜産物の品質分析結果等の「強み」を効果的に発揮するための技術改善等を支援し、ブランド力強化を図る。

（4）輸出による販路拡大

農畜産物の販路拡大のため、農業者の輸出に対する意識醸成、輸出に関心を持つ農業者の発掘・育成を図る。さらに、輸出に挑戦する農業者に対しては、有機JAS認証や国際水準のGAP第三者認証等の取得支援や、海外需要に応じた技術指導を行う。

また、植物検疫や残留農薬基準等、輸出に対する防疫上の課題解決について支援する。

5 農村の振興に関する支援

(1) 農業者と消費者の相互理解と都市と農村の交流による関係人口の拡大

地域内経済循環の活性化を目的とした地産地消や、食と農への理解醸成に向けた食農教育活動を支援する。また、地域の資源を活かしたグリーン・ツーリズムや農泊などにより、農村地域への誘客・定着を図り、関係機関と連携して関係人口の創出・拡大を支援する。

(2) 多様な形態による農村への就業促進

高齢化や人口減少が進む農業・農村における新たな人材の確保に向け、地域の農業者や関係機関と連携し、地域内外での就農相談や情報発信を行い、U I J ターン、定年帰農、農福連携等、多様な形態での農業・農村への就業を促進する。

(3) 関係機関と連携した野生鳥獣被害対策

野生鳥獣による農業被害の軽減を図るため、鳥獣被害対策支援センターや市町村、J A 等と連携しつつ、情報共有化や地域ぐるみで行う侵入防止柵の設置及び緩衝帯整備など、住民や生産組織が主体的に対策を行う「鳥獣害に強い集落づくり」の体制整備を支援する。

(4) 農業・農村の多面的機能の維持・発揮

農業・農村の多面的機能の発揮に必要な地域全体の維持・発展を目的とする活動として、地域農業で求められる技術革新、地域の合意形成、地域の活性化等の取組について、現場の実情を踏まえて強化する。

6 地球温暖化への対応や気象災害対策の推進

(1) 地球温暖化に対応した生産技術等の推進

本県の気象条件をふまえ、特に初夏から夏期の高温による農畜産物の生育不良や病害虫被害等を軽減させるため、高温に適応する品種・作型等の選定、園芸用施設や畜舎等の暑熱対策、予防・予察に重点をおいた「総合防除（I P M）」等、地域の環境に即した生産技術等の導入、普及を図る。

(2) 農業者自らが実施する気象災害への対策と備えによる経営の安定化

近年増加・激甚化傾向にある台風・豪雨・突風や雹害等気象災害の被害防止・軽減を図るため、災害発生前の技術指導指針等を活用した対策の徹底や、園芸用施設の補強対策を推進する。災害が発生し、農畜産物や施設に被害があった場合には、作物の樹草勢回復や早期復旧による農業経営の継続を図るための支援を行う。

さらに、農業者自らが行う気象災害への備えについての機運を醸成させるため、自然災害等のリスクに備えるチェックリストの活用や農業版 B C P の策定、農業共済や収入保険等のセーフティーネットの活用による経営の安定化に向けた取組を推進する。

第3 普及指導員の配置に関する事項

1 普及指導員の配置

農業者や地域との信頼関係を維持し、継続的な普及指導活動による課題解決が図られるよう、適正な資質を持つ普及指導員を確保する。また、地域において必要とされる専門分野、普及指導員の経験年数等を考慮するとともに、普及経験豊富な退職者の活用も含め、組織的な活動を展開できる配置に努める。

さらに、普及指導員の任用資格を有する者を確保するため、教育機関との交流等を通じ、普及指導活動の理解醸成や認知度の向上を図るとともに、普及指導員の任用資格の取得を目指す者を普及組織に配置し、普及指導員の監督の下に普及指導活動に従事させることを通じて、現場での課題解決能力等の向上を図る。

2 農業革新支援専門員の配置

高度な専門性を有し、試験研究機関、教育機関、食料システム関係者等との連携による専門技術の高度化や政策課題への対応、試験研究への助言・参画、重要課題の解決に向けた普及指導活動の企画立案・総括・指導、他の普及職員の資質向上等を担う者として、農業革新支援専門員を主要な農政分野・技術分野ごとに配置する。その際、農業革新支援専門員は多方面にわたる高度な知識・技術、調整力が求められることから、経験の豊富な者を中心に配置するよう努める。

第4 普及指導員の資質の向上に関する事項

普及指導員の人材育成を普及組織としての最重要課題として取り組む。また、普及指導員に求められる機能を十分に発揮しつつ、近年の農業分野における技術革新、農業者の高度かつ多様なニーズ及び地域農業における課題に的確に対応するために必要な資質の向上が図られるよう、次に掲げる事項に留意して、研修の充実強化等に努めるものとする。

1 人材育成計画の策定

普及指導員の能力を継続的に向上させ、中長期的な視点から普及事業に必要な人材を確保するため、本実施方針の内容を補完するものとして、群馬県人材育成計画を5年ごとに定める。

2 向上を図るべき資質

普及指導員に求められる機能を発揮するため、普及指導員が共通して備えるべき知識・能力等を次の①から⑤とし、これらを計画的かつ継続的に習得させる。

- ① 農業経営等に関する指導に必要な技術及び知識※
- ② 連携・協働を実現するコミュニケーション能力
- ③ 協議を円滑に進めるファシリテーション能力
- ④ 地域の実態や課題の整理を行う分析力
- ⑤ 将来展望や連携方策を提案する企画力

※一般的な生産技術や担い手対策等の知識に加え、スマート農業、気候変動への対応、有機農業を含む環境保全型農業、総合防除（IPM）、農作業安全、鳥獣被害防止対策、国際水準GAP、知的財産、規模拡大、法人化、経営継承や経営管理能力の向上など、高度な専門技術や知識

3 資質向上の方法

普及指導員が習得すべき資質は、高度で幅広く、習得には経験年数に応じた段階的な育成が必要である。そのため、発展段階に応じた「集合研修（O f f – J T）」「所属段階研修（O J T）」「自己研鑽」「人事交流」等を積み重ね、能力を高める。

なお、農業革新支援専門員は、国段階で行う研修の受講等により、高度な技術や新たな知見の習得に努めるとともに、重点プロジェクト計画の遂行や調査研究活動等を通じて、企画・運営能力を高める。

また、継続的な自己研鑽によって、その能力を維持・向上させるよう努める。

（１）集合研修（O f f – J T）

普及指導員に求められる機能を十分に発揮できるよう、県段階で実施する研修の他に国段階で行う研修を活用し、計画的かつ体系的な研修を行う。

研修の実施にあたっては、農業革新支援専門員が講師となる他、先進的な農業者、外部識者、民間企業等も活用した研修計画を作成する。

また、高度な専門技術や知識を持ち、現場の様々な課題を解決するための能力を有する普及指導員を早期に育成する観点から、普及指導活動経験の少ない職員等が重点的に研修を受けられるよう配慮する。

なお、国や県が進める政策等の動きに合わせ、その内容をふまえた研修の実施や、効果的・効率的な研修方法を検討することとする。

（２）所属段階研修（O J T）

普及指導活動における課題解決能力を向上させるため、所属内での日常業務（調査研究活動を含む）を通じて行う研修の充実強化を図る。特に、新任の普及職員の能力を高めるため、O J Tを有効活用し、トレーナーの設置により育成体制を構築するとともに、研修目標の設定、研修効果の評価、当該評価を踏まえた取組の見直し等により、計画的に実施する。

なお、O J T実施の際は、農業革新支援専門員と連携し、実践指導力の強化に努める。

（３）自己研鑽

普及指導員は、自己研鑽として、現場での課題解決過程における自らの活動の評価・反省とそれに基づく改善を通じて、普及指導能力及び専門技術に関する能力を向上させるとともに、普及指導活動に資する資格取得など、自主的な資質向上に向けた取組を図るものとする。

（４）人事交流の促進

地域農業の課題に柔軟に対応できる幅広い視野を持った普及指導員を育成するため、行政や試験研究及び研修教育機関等に所属する職員との計画的かつ効果的な人事交流を実施する。

第5 普及指導活動の効率的な実施

1 普及指導活動の重点化

重要性及び緊急性が高く、かつ地域への波及効果の高い課題を重点化して取り組む。その際には、県農政の推進方策、地域農業の動向及び多様化・高度化する農業者のニーズ等を十分考慮したうえで、普及指導員がもつ知識や企画力、コーディネート力を発揮し、産地のプロデュースを図る。

また、普及指導活動の対象者は、主たる担い手である認定農業者、青年農業者等経営発展と改善に意欲的な農業経営者及びその集団のほか、新規就農者、経営参画を目指す女性農業者並びに参入企業等に重点化するものとする。

さらに、普及指導員が直接農業者に接して行う普及活動の時間が十分確保できるよう留意する。農業者に接する際には、関連する施策の情報提供を行うよう努めるとともに、担い手等の規模拡大や経営発展につなげるため、補助事業等の推進に取り組むものとする。

2 農業者支援の充実・強化

農業者に対する支援については、普及指導員が行うものと民間等と連携して行うものを整理しつつ、多様な関係機関による総合力の発揮により充実強化を図る。

(1) 公的機関が担うべき分野における取組の強化

普及指導員の活動にあたっては、群馬県農業農村振興計画 2030 をはじめ関連諸計画や施策との整合を図りながら、地域農業の現状や農業者の要望等を踏まえた上で、公的機関が担うべき分野として、食料の安定供給や地域農業全体の維持・発展を目的とする活動（地域農業における技術革新の推進、新規就農者に対する支援、女性農業者の活躍推進、農産物の安全確保等）を中心に活動を強化する。

また、県重点施策の推進にあたり、プロジェクトチームを設置し、関係機関と連携して一体的な活動を行う。

(2) 先進的な農業者を含む民間等との連携強化

ア 普及指導協力委員との協働

地域において先導的な役割を担う農業経営士や農村生活アドバイザーを普及指導協力委員として位置付け、新規就農者等地域の農業を担う者の定着化や、農村の活性化について、その知識・技術を活用しながら協働で取り組む。

イ 民間活力の活用

民間企業等との連携にあたっては、企業の取組方向や内容、普及事業を推進する上での課題や地域の実情等を考慮し、役割分担を明確にした上で行う。

民間主導のコンソーシアムに参加する場合にあっては、その内容が公的機関が担うべき分野であるか、緊急性・重要性が高いか、農業者支援の有効性、民間との役割分担が明確となっているかなど総合的に判断するものとする。

また、農業経営で支援要請が高まっている税務、労務等専門分野については、民間専門家の効果的な支援が受けられるよう、情報の提供やコーディネート役を担うものとする。

ウ 関係者・機関の連携

地域農業再生協議会等の活動を通じて、市町村や農業委員会、JA等と連携し、各機関が効果的に活動できるような体制整備を図る。

また、前述の関係機関に加え、生産資材の製造・流通、農産物や食品の生産・製造・加工・流通に関する事業者、消費者などの食料システム関係者と連携し、産地のプロデュース機能を図る。

3 普及指導活動の効果的な運営

(1) 普及指導計画の策定

普及指導活動を総合的かつ計画的に行うため、群馬県農業農村振興計画 2030 をはじめ関連諸計画や施策との整合を図りながら、地域農業の現状や農業者の要望等を踏まえた上で、普及指導計画を毎年度策定する。

なお、普及指導計画の策定にあたっては、優先的な課題の設定に配慮するとともに、課題や対象ごとの達成目標等を定量的に示すものとする。

(2) 普及指導計画の進行管理と評価

農業者等のニーズに対応した高い成果を生み出す普及指導活動とするため、普及指導員会議等を通じて普及指導計画の進行管理を行うとともに、成果目標の達成状況や活動内容について内部評価を実施する。あわせて、普及指導計画及び普及指導活動の体制等について、先進的な農業者や関係機関等を含む委員による外部評価を実施し、幅広く客観的な視点から評価を受け、その結果をホームページ上で公表する。

なお、内部評価、外部評価結果を踏まえて、改善方策等の検討を行い、次年度以降の普及指導計画に反映させるものとする。

(3) 普及指導センター（農畜産課、担い手・園芸課、地域農業課）の運営

効果的かつ効率的な普及指導活動を実施するため、本県の地域農業の特性や実情等を配慮し、県内 5 か所の農業事務所内の農畜産課、担い手・園芸課及び 6 か所の地域農業課に普及指導員を配置する。

運営にあたっては、地域に密着した活動を行う普及指導員の活動拠点として、また農業者に対するサービス提供の場として、これらが機能的かつ組織的に活動が行われるよう努めるものとする。

(4) 農業革新支援センターの運営

農業革新支援専門員としての役割が果たせるよう、群馬県農政部 5 課（農政課、農業構造政策課、米麦畜産課、野菜花き課、蚕糸特産課）に配置し、運営指針に規定する農業革新支援センターとして機能させる。

農業革新支援専門員は、生産現場での課題に対して円滑な支援が行えるよう、食料システム関係者や試験研究機関、その他関係機関らとの密接な連携を図る。

さらに、緊急に取り組むべき広域的課題に関しては、国や他都道府県等と連携を図り、解決に向けた情報共有や対応を行う。

(5) 調査研究の適切な実施

調査研究の実施にあたっては、実施要領を定め、専門事項又は普及指導活動の技術及び方法について、普及指導員個々の日常活動や農業革新支援専門員が主体となった県域・広域のプロジェクトチームによる調査研究を行う。

また、県内外の先駆的な取組や、先進的な農業者・民間企業等の取組を調査し、調査

結果を本県の課題解決手法として活用する。

なお、各種調査研究活動の実施により得られた知識や情報等については、農業革新支援専門員が開催する研修や、コミュニケーションツールを通じて普及指導員全員が活用できるよう共有化する。

第6 研修教育の充実強化

1 農林大学校における研修教育

農林大学校は、農業革新支援専門員及び農畜産課、担い手・園芸課、地域農業課と密接に連携し、実践的な農業の技術力と経営力を備えた地域のリーダーとなる農業者を育成するため、以下の事項に留意して研修教育の充実を図る。

- ① 学生や研修生の多様化の状況を踏まえ、学生や研修生のニーズやレベルに応じた研修教育を実施する。
- ② 先進的な農業者の下での長期の農業実習、ICT技術を活用したスマート農業や「みどりの食料システム戦略」を踏まえた環境負荷低減に関する研修及び実習、生産から加工・販売までを取り込んだ実践学習等、就農後の実践力が高まる教育手法を取り入れる。
- ③ 指導職員の指導力向上のための体系的な研修を実施し、資質の向上を図る。また、民間の農業経営者教育機関や先進的な農業者、他産業の経営能力を有する者と連携し、経営関連科目の教育水準の向上に努める。

2 就農支援の強化

- (1) 普及指導員や関係機関との連携を一層密にし、就農支援に取り組む。今後、農業法人等への雇用就農の増加が見込まれることから、農業法人に関する情報の収集と提供、学生と法人とのマッチングを推進する。また、農家の子弟でない学生が多数を占めていることを踏まえ、円滑な就農に向けた体系的な就農支援に取り組む。
- (2) 学生や研修生に対しては、早期から定期的に就農事例の紹介や視察、就農相談を実施し、確実な就農につながるように支援する。
- (3) 就農後の定着が図られるよう、農畜産課、担い手・園芸課、地域農業課や関係機関へ、卒業生（就農者）の情報提供を行う。

3 農林大学校の学生以外に対する研修の実施

幅広い世代の就農希望者や新規就農者等が、栽培管理、病害虫・雑草、土壌・肥料、スマート農業、有機農業を含む環境と調和した農業等の技術、大型特殊免許の取得など、就農に必要な技術や知識を体系的に修得できるよう、研修の機会を提供する。

4 外部評価の実施

学生教育・研修の内容とその成果及び実施体制について、先進的な農業者等による外部評価を行う。また、農林大学校のPRや学生・研修生の募集活動、指導職員の資質向上の取組等についても評価を行う。外部評価の結果は次年度以降の教育・研修計画に反映し、

教育内容等の改善を図る。

第7 その他

1 情勢変化への対応

農業情勢の変化、農業政策の動向、普及指導活動の実態等を踏まえ、実情に即した普及事業の見直しに取り組むものとする。

2 海外技術協力への対応

地球規模的な食糧不足と途上国の経済成長に貢献するため、県農業への影響に留意しつつ、海外からの農業技術協力・交流の要請等への対応に努めるものとする。